

船橋市高齢者福祉タクシー振込通知用封筒に掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載基準第3条の規定に基づき、船橋市高齢者福祉タクシー振込通知用封筒（船橋市広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という）第2条第1号に規定する広告媒体をいう。以下「封筒」という。）に広告掲載（要綱第2条第2号に規定する広告掲載をいう。以下同じ。）をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は業者)

第2条 封筒には、次に掲げる業種又は業者の広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) タクシー事業者を含む公共交通機関に関するもの
- (2) その他高齢者福祉課で扱う業務に影響のあるもの

附 則

この基準は、平成25年8月1日から施行する。